

合併浄化槽を設置している方へ

浄化槽水質環境保全費補助金の申請はお済みですか？

合併浄化槽の適正な維持管理と水質環境保全を図るため、合併浄化槽の法定検査を受けた方(地域の会館等を含む)を対象に補助金を交付します。今年度の申請を済ませていない方は、3月中に申請してください。

次に該当する場合には補助金を交付できませんのでご注意ください。

- ①トイレのみを処理する単独浄化槽を設置している
- ②下水道認可区域および農業集落排水整備区域で浄化槽を設置している
- ③申請年度に合併浄化槽を設置した
- ④町の税金、各使用料および各資金貸付金の償還を滞納している(家族全員)
- ⑤50人槽以上の浄化槽を設置している
- ⑥町で設置した浄化槽を使用している

補助金額●5,000円

提出書類●・補助金交付申請書兼請求書

※法定検査が終了した方へ申請書を順次送付しています。また、申請書は町建設課、六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

・検査結果書(浄化槽法第11条)の写し

※令和元年度に浄化槽を設置した方は検査結果書(浄化槽法第7条)の写し場合があります。検査結果書の判定項目が「不適正」の場合は、検査月日より後日に保守点検業者が作成した「保守点検カード」を一緒に持参してください。

・申請書本人名義の振込口座通帳の写し

※昨年度も当補助金を申請された方で、振込口座に変更がない場合は省略できます。

提出先●町建設課、六郷・仙南各出張所

申・問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

自然災害で被災した住居等の復旧工事に対する補助制度があります

町が実施する「住宅リフォーム緊急支援事業」の対象に、豪雪や暴風などの自然災害で被災した住宅の復旧工事を追加しました。秋田県が実施する「住宅リフォーム推進事業」との併用が可能ですので、対象となる場合は町建設課へご相談ください。

	住宅リフォーム	被災住宅の復旧工事(令和3年2月より追加)
対象者	住居の所有者	被災住居の所有者
対象工事	50万円以上(税込み)のリフォーム・増改築工事 ※「外構工事」「店舗などの業務用建物の工事」「公共工事に伴う補償費対象建築工事」などは対象外となります。	自然災害に伴う20万円以上(税込み)の復旧工事
対象条件	町内業者または町内個人事業者が施工すること	左に加え、「り災証明書」がなされていること
必要書類	①申請書 ②工事契約書および見積書の写し ③施工前の写真(災害復旧の場合は④り災証明書)	
補助金額	補助対象工事費の10分の1の額(上限額:8万円)	

※「り災証明書」は被災箇所の写真を準備のうえ、住民生活課に申請してください。

※以前に「住宅リフォーム」補助(原則1回限り)を受けた方でも、被災された場合は、復旧工事について申請することができます。

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

令和2年度のキキョウ収穫結果について

令和2年度の美郷町生薬生産組合で栽培したキキョウの収穫量についてお知らせします。

・医療品用 184kg(乾燥) ・食品用 134kg(乾燥)

医療品用と食品用は株龍角散へ出荷されました。

生薬栽培をしてみたい方、興味のある方はお気軽に農政課へご相談・ご参加ください。



目指せ!

生薬の里美郷



問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

介護保険事務所からのお知らせ

令和3年度から介護保険制度が変わります!

1 介護保険サービスを利用した時の料金が変わります

国が定めるサービスごとの料金(介護報酬)が変わるため、介護保険サービスを利用した時に支払う料金が変わります。4月以降の料金の詳細については、利用している介護サービス事業所へお問い合わせください。

2 更新認定の有効期間が変わります

令和3年4月1日以降に要介護(要支援)認定の更新申請をした方で、認定結果が前回と同一要介護度と判定された場合は、認定有効期間が原則12カ月、最大48カ月(現行36カ月)まで延長になります。

3 介護保険料が変わります

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護サービスに係る給付費の増加等により増額が見込まれますが、低所得の方の介護保険料については、令和2年度と同様、消費税を活用した公費が投入されることで負担が軽減されます。なお、保険料額は前年の所得や住民税課税状況によって決定されます。令和3年度の保険料額については、7月中旬にお知らせを送付する予定です。

問●介護保険事務所 ☎0187(86)3910

国民年金に関するお知らせ

国民年金保険料学生納付特例について

- ①令和2年度に申請された方で引き続き学生納付特例を希望される場合、申請書に記入された「在学予定期間」に基づき、3月下旬ころ申請書(ハガキ)が送られますので、必要事項を記入のうえ、ポストに投函してください。
- ②居所の移動などにより「申請書(ハガキ)」が届かなかった方、承認を受けた期間中に学生でなくなった方、編入などにより学校が変わった方などは届出が必要です。下記までお問い合わせください。
- ③「**学生納付特例**」は免除制度ではありません。納付特例承認期間がある方は、年金の受取額が全額納付した方より少なくなります。卒業後に追納申込をして年金保険料を納付することにより将来受給する年金額を増やすことができます。
承認を受けた次の年度から3年度目以降は当時の保険料に加算金が増加されますので早めの追納をお勧めします。

「ねんきんネット」のご案内

「ねんきんネット」は、ご自宅のパソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。ご登録いただくと「年金記録の確認」「将来の年金見込額の試算」「(電子版)年金定期便の閲覧」等がご利用いただけます。

年金を貰っている方は、「受給に関する各種通知書の確認」や「公的年金等源泉徴収票の再交付受付」等がご利用いただけます。

ご登録は、「パソコン」「スマートフォン」から行えます。

- ①ねんきん定期便に印刷されている「アクセスキー(有効期限3カ月)」とメールアドレス、基礎年金番号をお持ちの方はすぐに「ユーザーID」が発行されます。
- ②「アクセスキー」が無い、期限が切れている方は、申し込み後5営業日程度で「ユーザーID」が発行されます。

詳しくは **ねんきんネット** **検索**

または右記QRコードをご利用ください。



問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903
大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2296